| 文教厚生常任委員会資料 |
| --- |
| 2026 年（令和 8 年）9 月 24 日 |
| 福祉局福祉政策室福祉総務課 |

# （仮称）明石市ケアラー支援条例の制定に向けた取組について

本市では、全てのケアラーとケアを受ける人が、誰一人取り残されず、共に安心できる生活を送ることができ、ケアを家族等だけの問題にとどまらない世代を超えた社会問題として認識し、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えていくため、ケアラー支援条例を制定してまいります。

つきましては、条例制定にあたり素案を作成いたしましたので、これまでの取組とあわせて報告させていただきます。

## １　これまでの取組

### （１）各団体等へのヒアリングの実施（３月～７月）

#### ① ヒアリング対象

・庁内関係各課
・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー
・ＡＳＫ　（障害当事者）
・あくと　（障害者就労支援）
・あった会　（認知症家族会）
・ひまわりの会　（若年性認知症家族会）
・１３５Ｅネット　（障害事業者団体）
・居宅支援部会　（介護支援専門員）
・明石ＬＤおやの会
・相談支援員連絡会
・医ケア児保護者交流会
・地域支え合いの家
・民生児童委員協議会
・地域総合支援センター
・後見支援センター
・基幹相談支援センター
・明石こどもセンター
・相談支援課

#### ② 聞き取り内容（主な支援ニーズ）

各ヒアリングでお聞きしたそれぞれのケアラーの支援ニーズを、下表のとおり支援カテゴリー毎にまとめました。

| カテゴリー | ご意見 |
| --- | --- |
| 相談支援体制に関すること | ● スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充をはじめとする教育相談体制の充実。【ヤングケアラー】<br>● 介護者自身の健康や仕事、将来の生活について相談できる窓口が必要。【高齢者のケアラー】<br>● ケアラーの精神的フォローが必要。自分が正しいかどうかわかるような。【認知症のケアラー】<br>● 身近に相談できる窓口の設置に加え、継続的に関わることのできる専門相談員の配置を希望します。【障害児者のケアラー】<br>● ケアラーの不安解消につながる総合相談的な役割を今は基幹相談支援センターが担っているが、人材が不足しており対応が十分にできない。【全般に対して】<br>● 支援者側の意識をもう一歩深く、個別支援で終わらせず、担当の支援が終了しても、その支援が世帯にどのような影響があるのかを意識する必要がある。【全般に対して】 |
| 一時的な介護等の提供に関すること | ● 急なショートステイに対応してほしい。【高齢者のケアラー】<br>● 夜間や早朝の介護、急な用事や体調不良の際に安心して預けられる支援先を求める声がある。【高齢者のケアラー】 |

| | |
|---|---|
| | ● ショートステイの施設が少なすぎる。たとえ月２回の利用であったとしてもきょうだいが少しでも休めることができる。【障害児者のケアラー】<br>● 在宅レスパイトが必要。ショートステイなどを利用したこともあるが、荷物が非常に多く、前日から準備をするとそれだけで疲弊してしまう。また、ショートステイに対し質を求めることができない。【医ケア児のケアラー】 |
| ケアラーの負担軽減に関すること | ● 配食サービスやホームヘルパーの家事支援などの支援のはざまとなるケースに向けた市独自の対応。【ヤングケアラー】<br>● ケアマネジャーが行っている介護保険以外のところ（シャドーワーク）を担ってくれるような役割の方がおられると相談もできて助かる。【高齢者のケアラー】<br>● おむつの助成を幅広く対応してほしい。【高齢者のケアラー】<br>● 金銭管理の支援はすぐ開始できるようにしてほしい。【高齢者のケアラー】<br>● 生活介護、通所系事業等における緊急時に限った一時的な受け入れや生活支援を柔軟に認める仕組み。【障害児者のケアラー】<br>● 18 歳の壁は大きい。こどもから大人へ継続的に支援をしてほしい。放課後デイなどを子供のみでなく大人も使えるように。【障害児者のケアラー】<br>● 早朝や夕方、夜間のヘルパーの希望が多いので、その時間帯利用については加算をつければ、事業所としても悪くないのではないか。【障害児者のケアラー】<br>● 医療的ケアや重度の介助が必要な場合、市販の介護用品や光熱費の負担が非常に大きい。市独自の給付金や、購入補助を強化してほしい。【医ケア児のケアラー】<br>● 産前・子育て応援ヘルパー派遣制度の対象を拡大して、様々なケアラー支援に結び付けられないか。【全般に対して】 |
| 就学・就業に関すること | ● 子ども食堂（食）で塾のように勉強（学習支援）を教えてもらえる機会※大切なのは他の子ども達も参加できること。【ヤングケアラー】<br>● 介護を終え再就職を目指す人に対しての、就労に向けた訓練や教育機会があれば雇う側も助かる。【障害児者のケアラー】<br>● 各種制度に乗らない人の支援について、障害の事業所へ障害福祉サービス受給者証がなくても通所できれば、おためし通所から社会へのつながりが出来るのではないか。【ひきこもりのケアラー】 |
| 当事者交流に関すること | ● 認知症カフェ　長年利用している方々の交流の場になっており、新しく参加した人は入りづらい雰囲気がある。【認知症のケアラー】<br>● 家族がヘルプの声をあげられる場が必要。【医ケア児のケアラー】<br>● 家族の座談会をすると、いつも定員を超える応募がある。参加者も年々増えてきている。「誰にも言えない」「愚痴」など、とても盛り上がる。【ひきこもりのケアラー】<br>● 同じ悩みを持つ者同士、笑いあいながら話せる環境、吐き出せる場が非常に大切。【全般に対して】 |
| 人材育成に関すること | ● 認知症でいうところの「オレンジサポーター」のような存在が、障害者支援にはない。【障害児者のケアラー】<br>● 「親」を支える第三者を確保しないと解決はしない。施設、ヘルパーの増員を集中的に。支援者の確保をしてケアラーの休息の日を増やしたい。【障害児者のケアラー】 |

| | |
|---|---|
| | ● ケアするのが当たり前、親に従うことが全てになっているケアラーの心理を理解し、寄り添ってカウンセリングができる心理職が必要。**【ヤングケアラー】** |
| ケアの方法の理解に関すること | ● 介護保険制度が難しい。ケアマネからの提案があっても金銭的負担がよく分からなくて、どうしたらいいのかわからなくなる。もっとわかりやすくならないのか。**【高齢者のケアラー】**<br>● 介護の方法わからない。保健所や市役所に認知症相談窓口があればよい。**【認知症のケアラー】**<br>● 親亡き後の生活への心配を軽減するためにも勉強会などを定期的に行ってほしい。（介護・障害・金銭管理・相続など）勉強会などや交流会のお知らせがあれば、アウトリーチするときの武器にすることができる。**【障害児者のケアラー】** |
| 啓発・広報に関すること | ● ケアラーの発見は、いかに身近な人に相談できるかにかかっている。身近な人が事情を聴いて、その人が相談ダイヤルや支援の窓口につなげられるような広報が必要。**【ヤングケアラー】**<br>● 「ケアをしていても三食食事をとるのは当たり前で、さらにリフレッシュの時間があるのも当たり前」というような認識を世間一般に浸透させていく必要がある。**【障害児者のケアラー】**<br>● 自分がケアをしないと生きていけないという親の固定観念も変えて行くように啓発してほしい。**【障害児者のケアラー】**<br>● 会社の休暇制度に関して、在宅勤務など柔軟な働き方が選べるようになってほしい。**【医ケア児のケアラー】**<br>● 公的サービスを受けることは恥ずかしい事ではない。本人のためにはもちろん、ケアラー自身のためでもあるということを啓発してほしい。**【全般に対して】** |
| 全体に関すること | ● 条例を制定することにより、ケアラーを社会全体で支え、孤立することがない地域づくりと、既存の制度では救いきれない層への支援を進めていただくことを期待します。**【全般に対して】**<br>● ボランティア活動に対するバックアップが大事。活動の現場を見るなどして、気にかけていることを示す姿勢が必要。きめ細やかなサポートを。**【高齢者のケアラー】**<br>● 地域の見守り活動を充実させたいが、個人情報の壁がある。**【高齢者のケアラー】**<br>● 以前行っていた「こんにちは赤ちゃん訪問」のように、地域の方が支援を必要としている世帯と接点を持つような事業が理想。**【全般に対して】** |

**（２）明石市社会福祉審議会**

**① 第１回（５月２０日）**

参加者：審議会委員 21 名（社会福祉事業に従事する者、学識経験者）

ご意見：

・条例ができることによって、地域として寄り添いやすくなるという面で期待する。
・条例は必要だと思うが、もう少し時間をかけて検討を行っていくべきではないか。
・ケアラー自身も障害を持っている場合があるという視点を持って検討していくように。
・ケアラー自身が声を上げられない実態があることを踏まえて、支援サービスにどうつなげていくかをしっかり検討するべき。

・条例は割と広く書いておいて、具体的なケースにはきちんと対応できるような推進体制にしていただきたい。
・各種団体へのヒアリング内容も参考にして、次回の審議会で検討していきたい。 など

**② 第２回（８月３１日）**

参加者：審議会委員 23 名（社会福祉事業に従事する者、学識経験者）

ご意見：

・ケアラーの定義の中で、身体・精神障害が記載されているが、知的障害の記載がない。身体・精神・知的という 3 障害に即して、知的障害についても明記・補完してほしい。
・他自治体の条例の中では、知的障害の児童生徒はヤングケアラーの対象となっていない。実際は知的障害の子も一生懸命親の世話をする。障害ある子がケアラーになることも想定してほしい。
・市民参画条例に基づき当事者が参画する制度を作ってほしい。
・ぜひこの条例は作ってほしい。他市に誇れるようなものにしてほしい。
・これまでもケアラーへの支援はしてきていると思う。しっかり実効性をもって現場を支える条例であってほしい。
・ケアマネジャーのシャドーワークが増えることにならないようにしてほしい。
・ケアラーのための相談窓口を設けてほしい。
・わかりやすい広報をしてほしい。
・ケアラー支援をするということはいろいろな制度を変えて行く必要がある。
・ケアラー支援は国の制度の不備のため、市で対応するには限界がある。
・当事者の声を拾いにくいヤングケアラーに関する支援をもう少し条例にあっても良いのでは。
・基本理念については、例えば’尊厳’など、もう一言、文言をいれたほうがいいのではないか。
・基本施策に人材の育成だけではなくて、人の確保についても触れてほしい。

**（３）タウンミーティングの実施（７月１１日） ※詳細は資料①参照**

内　容：①明石市からの情報提供（明石のケアラー支援の取り組みについて）
　　②ワークショップ「みんなで考えるケアラー支援」
場　所：パピオスあかし６階　こども健康センター
参加者：54 名（認知症家族、医ケア児保護者、民生委員・児童委員、障害・介護事業所など）

**２　条例素案の概要　※資料②参照**

これまでに実施したヒアリング及び審議会、タウンミーティングでいただいたご意見等を踏まえ、別添のとおり条例素案を作成しました。

**（１）基本理念**

① ケアラー支援は、そのケアラーが有する困難の内容及び程度に応じ、当該ケアラーの意思を十分に尊重して行われなければならないものとします。
② ケアラー支援は、市民等の理解及び協力を得ることがその施策の円滑な実施を図る上で必要不可欠であることを踏まえ、地域社会における全ての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら、ケアラーが孤立することのないように地域社会全体で一体的に取り組まなければならないものとします。

**（２）基本的施策**

① 相談支援体制の整備及びその周知に関すること。
② ケアラーの休息の確保その他の負担を軽減するために必要な支援に関すること。
③ ケアラーに対する就学又は就業の支援に関すること。
④ ケアラーが互いに支え合うための交流の場の提供及びその交流の促進に関すること。
⑤ ケアラー支援を行うために必要な知識及び能力を有する人材の確保及び育成を　するために必要な研修の実施及び情報の提供に関すること。
⑥ ケアラーがケアの方法等に関する理解を深めるために必要な支援に関すること。
⑦ 前各号に掲げるもののほか、ケアラー支援を推進するために必要な事項に関すること。
※基本的施策を実施するため、市が策定する各分野の個別計画の中に、基本理念にのっとった施策を盛り込むものとします。

## ３　今後のスケジュール

| 時　期 | 内　容 |
|---|---|
| 令和８年９月 | 文教厚生常任委員会　※条例素案の報告 |
| ９～10 月 | パブリックコメントの実施 |
| 11 月 | 社会福祉審議会③　※パブコメの結果報告、条例案の提示 |
| 12 月 | 市議会へ提案<br>文教厚生常任委員会　※条例案の報告 |